

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、「直轄駐車場維持管理・運営事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成23年9月15日

国土交通大臣 前田 武志

直轄駐車場維持管理・運営事業

実 施 方 針

平成23年9月

国土交通省

目 次

第1. 特定事業の選定に関する事項	3
1) 事業内容に関する事項	3
2) 特定事業の選定方法等に関する事項.....	6
第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方	7
2) 募集及び選定に関する手順・スケジュール.....	7
3) 募集要項の公表	7
4) 募集要項に対する質問回答	7
5) 施設見学.....	7
6) 応募者の参加資格要件	7
7) 選定に関する事項.....	9
8) 事業協定及び兼用工作物管理協定の締結等.....	10
9) 特定事業の選定の取り消し	10
10) 提案書の取り扱い	10
第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	11
1) 責任分担の基本的な考え方	11
2) 想定されるリスクと責任分担.....	11
3) 事業者の責任の履行確保に関する事項.....	11
第4. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
1) 疑義が生じた場合の基本的な考え方.....	11
2) 管轄裁判所の指定.....	11
第5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
1) 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	12
2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	12
3) 金融機関等と国との協議.....	12
第6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	13
2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	13
3) その他の支援に関する事項	13
第7. その他の事項	13
1) 問合せ先	13
2) 情報公開及び情報提供	13
3) 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等.....	13
4) 使用言語	14
5) 提出書類の作成に関する事項.....	14

(添付資料)

様式1 実施方針に関する質問書

様式2 実施方針に関する意見書

資料1 要求水準書(案)

資料2 買取りの対象となる施設・設備等

資料3 リスク分担表

参考資料 対象施設の概要等

第1. 特定事業の選定に関する事項

国土交通省は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な直轄駐車場の維持管理・運営を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、直轄駐車場維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）を実施することを予定している。

この「直轄駐車場維持管理・運営事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号、以下「PFI基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）等に則り、必要となる事項を定めるものである。

1) 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

直轄駐車場維持管理・運営事業

(2) 公共施設等の種類

駐車場

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称、所在地及び管理者等

本事業の対象となる全国14箇所の駐車場の名称、所在地及び管理者である国土交通大臣の事務を分掌する者（以下「地方整備局長等」という。）を表1に示す。（以下、国土交通大臣又は地方整備局長等を特定しない場合は単に「国」という。）

対象施設の位置図、駐車可能車両・台数、駐車場利用実績及び財団法人駐車場整備推進機構（以下「機構」という）による維持管理・運営状況等を参考資料（対象施設の概要等）に示す。

表1 本事業の対象施設の名称、所在地及び国土交通大臣の事務を分掌する者

名称	所在地	国土交通大臣の事務を分掌する者
北一条地下駐車場	北海道札幌市中央区北一条西5丁目1番2地先 (一般国道230号)	北海道開発局長
長島地下駐車場	青森県青森市長島1丁目2番6号地先 (一般国道7号)	東北地方整備局長
平和通り地下駐車場	福島県福島市大町4番20号地先 (一般国道13号)	
泉町駐車場	茨城県水戸市泉町1丁目地先 (一般国道50号)	
赤坂公共駐車場	東京都港区元赤坂1丁目2番1号地先 (一般国道246号)	関東地方整備局長
八日町地下駐車場	東京都八王子市八日町8番B3号 (一般国道16号)	
羽衣・伊勢佐木地下駐車場	神奈川県横浜市中区羽衣町3丁目66番1 (一般国道16号)	
静岡駅前地下駐車場	静岡県静岡市葵区黒金町1番地の1 (一般国道1号)	中部地方整備局長
大曾根国道駐車場	愛知県名古屋市北区大曾根4丁目1番37号地先 (一般国道19号)	
四日市地下駐車場	三重県四日市市浜田町5番B3号 (一般国道1号)	
桜橋駐車場	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番7号 (一般国道2号)	近畿地方整備局長
紙屋町地下駐車場	広島県広島市中区大手町1丁目地下街300号 (一般国道54号)	中国地方整備局長
松山地下駐車場	愛媛県松山市二番町4丁目7番地2 (一般国道11号)	四国地方整備局長
はりまや地下駐車場	高知県高知市はりまや町3丁目3番地下1号 (一般国道32号)	

(4) 事業目的

本事業の対象施設である全国14箇所の駐車場は、路上駐車による交通渋滞の緩和及び交通事故の削減を目的に、国及び機構が一体的に整備を行い、兼用工作物管理協定を締結して、これに基づき機構が維持管理・運営を実施してきている。

本事業は、これら14箇所の駐車場について、当初の目的を引き続き達成しつつ、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に維持管理・運営を行うとともに、併せて駐車場利用者の利便性向上を図るものである。

(5) 事業概要

選定された民間事業者（以下「優先交渉権者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、事業者は国土交通大臣と事業協定を締結するとともに地方整備局長等と兼用工作物管理協定を締結し、対象施設である全国14箇所の駐車場の全てについて、要求水準書に示された要求水準に基づき維持管理・運営を行う。

事業者が行う維持管理・運営の主な内容は以下のとおりである。なお、維持管理・運営に関する現時点での要求水準を資料1（要求水準書（案））に示す。

本事業は、国が整備した公共駐車場の維持管理・運営を行うものであり、何れの駐車場においても整備効果の発揮が求められる。このため、一部の駐車場であっても、事業者の都合により駐車場利用者へのサービス提供を中断したり、必要以上に縮小することを認めない。

- ・維持管理業務
 - 清掃
 - 点検保守
 - 維持修繕
 - 大規模修繕（管理室の空調設備及び給湯設備並びに事業者が単独で所有する設備に限る）
 - 災害復旧（事業者が単独で所有する設備に限る）
- ・運營業務
 - 自動車整理等
 - 安全管理
 - 駐車料金徴収

(6) 事業方式

本事業においては、機構の駐車場財産を買取った事業者が、事業期間が終了するまでの間当該駐車場財産を所有し、国と事業協定、兼用工作物管理協定を締結して維持管理・運営を実施する。なお、事業期間終了時において事業者が所有する駐車場財産を国又は国が指定する第三者^{*1}に無償で譲渡するものとする。

※1 事業者から業務を引継ぎ直轄駐車場の維持管理・運営を実施する者として、国が所要の手続きを経て選定。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業協定の締結日から平成37年9月30日までの期間とする。

また、維持管理・運営の開始日は、平成24年10月1日を予定している。

なお、事業年度は、各暦年の4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する1年間とする。

(8) 付帯事業

本事業においては、駐車場の適正な維持管理・運営の支障とならない範囲で、駐車場利用者の利便増進に寄与する付帯事業の実施を認める予定である。なお、付帯事業の実施のために施設の設置を必要とする場合には、道路法第32条に基づく道路の占用の許可等が必要になる。

(9) 費用負担及び収入

事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課、応募に係る費用を含む）の全てを負担するものとする。国は、事業協定等に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る費用の一切を負担しない。事業者は、駐車場利用者から駐車料金を徴収することができるほか、上記（8）に示す付帯事業による収入を得ることができる。

(10) 事業実施に関する協定

国は、本事業を実施するために以下の協定を締結する。なお、詳細については募集要項の公表時に示す。

① 基本協定

国土交通大臣は、優先交渉権者との間で、本事業の実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業協定

国土交通大臣は、事業者との間で、全国14箇所の駐車場に共通して適用される総則的、一般的事項を定めた事業協定を締結する。

③ 兼用工作物管理協定

地方整備局長等^{※2}は、事業者との間で、駐車場毎に管理の方法等に関する事項を定めた兼用工作物管理協定を締結する。

※2 一部駐車場においては、地方整備局長等及び地方公共団体。

(11) 遵守すべき法令等

事業者は、以下に列挙する本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守しなければならない。

- ・道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
- ・駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）
- ・道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）
- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
- ・水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- ・労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- ・その他関連法令、関係する地方公共団体の定める条例等

(12) 駐車場財産の買取り及び事業期間終了時の無償譲渡

① 機構からの駐車場財産の買取り

事業者は、機構と国^{※3}が共有している駐車場の躯体、建築物及び設備のうち、機構の持分を買取り、事業期間が終了するまでの間、国^{※3}と共有するものとする。また、事業者は、機構が単独で所有する駐車場の設備及び備品についても併せて買取るものとする。

※3 一部駐車場においては、国及び地方公共団体。

駐車場財産の買取りに際しての条件は以下のとおりである。

- ・機構と交わす駐車場財産の売買契約は、事業協定及び兼用工作物管理協定と同時に締結するものとし、維持管理・運営の開始に支障のないよう所有権移転等の手続きを行う。
- ・機構へ支払う駐車場財産の買取価格は、優先交渉権者が応募時に国に提案した価格とする。
- ・機構へ支払う買取費用のほか、駐車場財産の売買に関して必要となる税金、事務費用等は全て事業者の負担とする。国は、駐車場財産の買取りに係る費用の一切を負担しない。

また、事業者は、機構がリース契約を締結している事務機器等について、その満了期間までリース契約を引継ぐものとする。

なお、事業者は、国と共有する駐車場財産に対する抵当権の設定等一切の処分についてはあらかじめ国の承諾を得なければならない。国は、本事業に要する資金調達のために必要な処分である場合には、合理的な理由なく承諾を留保、遅延及び拒絶しないものとする。

事業者が機構から買取る駐車場財産及びリース契約を引き継ぐ事務機器等を資料2（買取りの対象となる施設・設備等）に示す。

② 事業期間終了時の駐車場財産の無償譲渡

事業者は、事業期間終了時、国又は国の指定する第三者に、事業者が所有する駐車場財産（事業者が事業期間中に取得したものであって事業期間終了後の駐車場の維持管理・運営の継続に必要な設備及び備品を含む）を無償で譲渡するものとする。

なお、譲渡の対象となる駐車場財産の範囲は、事業期間終了時までに国と事業者で協議して定めるものとする。

2) 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

国は、PFI法、PFI基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」(平成20年7月15日改定)等を踏まえ、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公表

国は、前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、国土交通省道路局ホームページにおいて公表する予定である。なお、客観的な評価を行った結果、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

民間事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、機構の駐車場財産の買取価格に関する提案（以下、「提案価格」という。）、事業の実施内容に関する提案（以下「提案書」という。）及び応募者の経営の健全性を総合的に評価する予定である。なお、詳細については募集要項の公表時に示す。

2) 募集及び選定に関する手順・スケジュール

民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュールは、表2のとおり予定している。

表2 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール（予定）

日程	内容
平成23年10月頃	募集要項の公表
平成23年12月頃	参加表明書の受付
平成23年12月頃	参加資格審査結果の通知
平成24年 2月頃	提案価格及び提案書の受付
平成24年 3月頃	優先交渉権者の選定及び公表
平成24年 4月頃	基本協定の締結
平成24年 6月以降	事業協定及び兼用工作物管理協定の締結

3) 募集要項の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る募集要項について国土交通省道路局ホームページにおいて公表する。

4) 募集要項に対する質問回答

国は、募集要項に関する質問を受け付け、その回答を国土交通省道路局ホームページにおいて公表する予定である。ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

5) 施設見学

国は、本事業に応募しようとする者を対象に、対象施設の見学の機会を設ける予定である。

施設見学を実施する駐車場は、後記第7. 3) (2) に示す実施方針に関する意見受付により希望を確認したうえで決定するものとし、実施する施設見学の詳細については募集要項の公表時に示す。

6) 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、前記第1. 1) (5) に示す業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

- ②応募企業又は構成企業は、事業者に出資を行うものとし、以下の要件を満たすこととする。
- (ア) 応募企業又は構成企業である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 応募企業又は構成企業を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - (ウ) 事業者の株主は、原則として、本事業の事業協定が終了するまで事業者の株式を保有することとする。なお、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に国の書面による承諾を得るものとする。
- ③応募者は、応募にあたり、応募企業、構成企業又は協力企業（応募企業又は構成企業以外の者で、事業開始後、事業者から直接、前記第1. 1）（5）に示す業務を受託、又は請け負う者をいう。以下同じ。）それぞれが、第1. 1）（5）に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにする。応募グループの構成企業のうち1者が、前記第1. 1）（5）に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務について業務範囲を明確にした上で応募グループの構成企業及び協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。
- ④代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間を除き、代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤応募企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑥応募企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本面若しくは人事面において関連ある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

(注) 「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。(2)についても同じである。

(2) 応募者の参加資格要件

①共通要件

応募企業及び応募グループの構成企業並びに協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (ウ) 参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長及び地方整備局長等のいずれかから「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (エ) 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）の規定に違反し、又は駐車場法に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- (オ) 暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。

- (カ) 国が本事業に関する検討を委託した者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社又は当該会社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (キ) 下記7) (1) に定める有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (ク) 特殊会社（特殊法人のうち会社法上の株式会社の形態を取るもの）又は当該会社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (ケ) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人）でないこと。

②個別要件

応募企業及び応募グループの構成企業のうち、少なくとも1社が以下の要件を満たすこと。

- (ア) 平成18年度以降に、日本国内で駐車台数100台以上の有料駐車場の経営実績があること（維持管理業務及び運営業務を第三者へ委託して行う場合を含む）。

なお、優先交渉権者については、事業協定及び兼用工作物管理協定の締結までの期間に、上記(1)、(2)の要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

7) 選定に関する事項

(1) 選定概要

国は、応募者から提出された提案価格、提案書及び応募者の経営の健全性を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。評価においては、国が設置した「直轄駐車場維持管理・運営事業有識者委員会」の意見を参考にする予定である。

表3 直轄駐車場維持管理・運営事業有識者委員会 委員

亀岡 保夫	公認会計士
野本 修	弁護士
長谷川 恵一	早稲田大学商学学術院教授
宮本 和明	東京都市大学環境情報学部環境情報学科教授

(五十音順、敬称略)

なお、応募者やそれと同一と判断される団体等が、優先交渉権者選定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりすることなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。

(2) 選定方法

優先交渉権者の選定は二段階で実施し、第一段階の参加資格審査を経て参加資格を得た者が、第二段階の評価に必要な提案価格及び提案書を提出することができるものとする。

選定は総合評価方式によることとし、提案価格、提案書及び応募者の経営の健全性を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。また、国は、提案価格について最低価格を設ける予定である。選定方法の詳細については募集要項の公表時に示す。

(3) 選定結果等の公表

国は、選定結果及び選定過程の透明性を確保するために必要な資料について、国土交通省道路局ホームページにおいて公表する。

8) 事業協定及び兼用工作物管理協定の締結等

(1) 基本協定の締結

国土交通大臣は、優先交渉権者との間で、本事業の実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 事業者の設立

優先交渉権者は、基本協定の定めるところにより、事業協定及び兼用工作物管理協定の締結までに事業者を設立する。

(3) 事業協定及び兼用工作物管理協定の締結

基本協定締結後、国土交通大臣と事業者は事業協定を締結し、地方整備局長等^{※4}と事業者は駐車場毎に兼用工作物管理協定を締結する。

なお、事業協定、兼用工作物管理協定についての協議が整わない場合は、上記(1)に示す締結済みの基本協定は終了するものとし、国土交通大臣は、次点の応募者と改めて基本協定の締結を行う。

※4 一部駐車場においては、国及び地方公共団体。

9) 特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集及び選定の過程において、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その場合この旨を速やかに公表する。

10) 提案書の取り扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、優先交渉権者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。なお、国は、提案書を応募者に返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、当該提案者が負う。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1) 責任分担の基本的な考え方

国と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的でかつ質の高いサービスの供給を目指す。

2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、原則として資料3（リスク分担表）によることとする。なお、責任分担に関する具体的な内容は、実施方針に対する意見等を踏まえ、募集要項の公表時に示す。

3) 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

事業者は、事業の実施状況に関する報告書及び会計に関する報告書を国へ提出しなければならない。

国は、事業者が事業協定及び兼用工作物管理協定に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認する。確認の結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合又はその懸念が生じた場合は、国は、事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、国が改善勧告を行った場合、一定期間内に改善計画を提出し、速やかに改善措置を実施しなければならない。

国は、改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定期間内に改善措置を実施しない場合、違約金の請求を含め必要な措置を執るものとし、事業者はこれに従わなければならない。

第4 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1) 疑義が生じた場合の基本的な考え方

事業計画、基本協定、事業協定及び兼用工作物管理協定の解釈について疑義が生じた場合は、国と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2) 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業協定に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。また、兼用工作物管理協定に関する紛争については、駐車場が位置する地域の地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業協定又は兼用工作物管理協定に定める事由ごとに、国又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1)の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業協定又は兼用工作物管理協定に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①国は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めた場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、国は事業協定及び兼用工作物管理協定を解除することができるものとする。
- ②事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業協定及び兼用工作物管理協定に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国は事業協定及び兼用工作物管理協定を解除することができるものとする。
- ③上記①又は②の規定により国が事業協定及び兼用工作物管理協定を解除した場合は、事業協定及び兼用工作物管理協定に定めるところに従い、国は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。この場合、国又は国が指定する第三者は、駐車場財産を事業者より買い取ることができるものとする。

(2) 国の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①国の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業協定及び兼用工作物管理協定を解除できるものとする。
- ②上記①の規定により事業者が事業協定及び兼用工作物管理協定を解除した場合は、事業協定及び兼用工作物管理協定に定めるところに従い、事業者は国に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。この場合、国又は国が指定する第三者は、駐車場財産を事業者より買い取ることができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①不可抗力その他国又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ②一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、国又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業協定及び兼用工作物管理協定を解除することができるものとする。
- ③上記②の規定により国又は事業者が事業協定及び兼用工作物管理協定を解除した場合は、国又は国が指定する第三者は、駐車場財産を事業者より買い取ることができるものとする。

3) 金融機関等と国との協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ事業者の本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、国は当該措置の適用以降の事業協定及び兼用工作物管理協定上の措置について検討を行うものとする。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

3) その他の支援に関する事項

国は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国は、必要に応じて協力する。

第7. その他の事項

1) 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりである。

国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室

住所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

TEL： 03-5253-8111（内線38105）

FAX： 03-5253-1622

Mail： parking-pfi@mlit.go.jp

2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、国土交通省道路局ホームページを通じて適宜行う。

(<http://www.mlit.go.jp/road/index.html>)

3) 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等

(1) 実施方針に関する説明会

実施方針に関する説明会は開催しない。

(2) 実施方針に関する質問・意見受付

国は、実施方針に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成23年9月15日（木）から9月30日（金）17時まで

提出先：上記1）の問合せ先

作成方法：「実施方針に関する質問書」（様式1）、「実施方針に関する意見書」（様式2）を用いること。（Microsoft Excel 2000 以上で対応可能なバージョンにより作成すること。）

提出方法：電子メールの添付ファイルとして上記1）の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

（3）実施方針に関する質問回答

上記（2）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、国土交通省道路局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

（4）意見に対するヒアリング

上記（2）で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングすることがある。

（5）実施方針の変更

国は、実施方針公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。変更した場合は、上記2）の国土交通省道路局ホームページにおいて速やかに公表する。

4）使用言語

本事業に関して使用する言語は日本語とする。

5）提出書類の作成に関する事項

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

添付資料

様式1 実施方針に関する質問書

様式2 実施方針に関する意見書

資料1 要求水準書（案）

資料2 買取りの対象となる施設・設備等

資料3 リスク分担表

参考資料 対象施設の概要等

様式1 実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

実施方針への質問書

「直轄駐車場維持管理・運営事業」に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	6	1	1)	(4)	事業目的	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	資料2	2	1	(1)		買い取りの対象となる施設・設備	
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

実施方針への意見書

「直轄駐車場維持管理・運営事業」に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	6	1	1)	(4)	事業目的	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	資料2	2	1	(1)		買い取りの対象となる施設・設備	
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
■施設見学に関する事項							
施設見学を希望する駐車場にチェックを入れてください。							
<input type="checkbox"/>	北一条地下駐車場	<input type="checkbox"/>	長島地下駐車場	<input type="checkbox"/>	平和通り地下駐車場	<input type="checkbox"/>	泉町駐車場
<input type="checkbox"/>	赤坂公共駐車場	<input type="checkbox"/>	八日町地下駐車場	<input type="checkbox"/>	羽衣・伊勢佐木地下駐車場	<input type="checkbox"/>	静岡駅前地下駐車場
<input type="checkbox"/>	大曽根国道駐車場	<input type="checkbox"/>	四日市地下駐車場	<input type="checkbox"/>	桜橋駐車場	<input type="checkbox"/>	紙屋町地下駐車場
<input type="checkbox"/>	松山地下駐車場	<input type="checkbox"/>	はりまや地下駐車場	<input type="checkbox"/>	全て希望なし		

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

*施設見学の希望のみを回答する場合も本様式を使用してください。